

新京成バスグループからのお知らせ

バス共通カードの払戻し期間が終了いたします

バス共通カードは平成 22 年 7 月 31 日にご利用が終了となり、平成 22 年 8 月 1 日より払戻しを行ってまいりましたが、平成 27 年 7 月 31 日をもちまして払戻しの取扱いを終了いたします。

払戻し期間

平成 27 年 7 月 31 日(金)まで



券面右下の表示が「船橋新京成バス」または「新京成電鉄」のものに限ります

払戻しについて

当社払戻し窓口にバス共通カードをご持参ください。

券面右下に船橋新京成バス・新京成電鉄と表示されたバス共通カードに限り、払戻しのお取扱いをいたします。

※他社局発行のバス共通カードの払い戻しについては発行社局へお問い合わせください。

払戻しは取扱窓口の営業時間内にてお取り扱いいたします。

【お問合せ】

船橋新京成バス株式会社

鎌ヶ谷営業所 047-443-2035
習志野営業所 047-466-0525

松戸新京成バス株式会社

松戸営業所 047-387-0388
小金原バス案内所 047-341-3069